

# 平成30年度事業計画

## 基本計画

観光は経済成長に資するのみならず、地域の持続可能性の確保・貧困削減・国際的な相互理解の促進にも資するなど、多面的な役割を担っている。2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」においても観光が持続可能な世界を実現するための重要なツールとして認識されている。

国連世界観光機関（UNWTO）によれば、2017年の世界全体の国際観光客到着数の速報値は13億2,200万人であるが、その内、アジア太平洋地域の国際観光客到着数は3億2,400万人となっており、地域別での伸び率で見るとアジア太平洋地域は6%という高い伸び率を維持している。アジア太平洋地域の観光の重要性は引続き堅調であると言える。

我が国においても、訪日外国人旅行者数は近年大幅に増加しており、2017年の訪日外国人旅行者数が過去最高2869万900人、前年比19.3%増、約465万人増と順調な推移をみせ、観光をめぐる動きは今まで以上に力強いものとなっている。

このような観光を取り巻く現状を踏まえ、UNWTOにおいては、成長が著しいアジア太平洋地域の加盟国・加盟団体等のニーズに応え、同地域におけるより一層の観光振興及び持続可能な観光の実現を図るために、駐日事務所が地域事務所としての役割を着実に果たすことが期待されている。

UNWTOは昨年の国連のテーマである「持続可能な観光国際年」を主導し、このことにより世界各地で様々な活動が実施された。駐日事務所はUNWTO本部と連携し、山形県と共催で雪文化を観光資源とする世界観光会議の開催、KIX旅博でのブース出展、東京・奈良等で国際シンポジウム等を開催し、持続可能な観光の発展について考える機会を提供した。また観光客の観光地での行動規範となる「責任ある観光客になるためのヒント」の日本語版を作成し、観光業界に広く周知した。

SDGsにおいても観光が果たす役割が期待されていることから、今後も国際年の気運をさらに高めるべく、駐日事務所への支援を主たる目的とする当財団の平成30年度計画では平成29年度に引続き、一般財団法人としての組織運営の透明性・健全性に留意しつつ、UNWTO加盟国のニーズを広く聴取し、駐日事務所によるUNWTOの地域事務所としての活動に対する支援を行う。そのうえで観光交流促進のための会議開催やMICE振興のための支援、ウェブサイトの刷新、地方公共団体等が行う観光交流促進や持続可能な観光の実現に資する活動を行うこととする。

具体的な基本方針は以下の通り。

## 1. 駐日事務所が、UNWTOの地域事務所として役割を果たすための更なる業務改善や地域事務所としての活動を支援。

UNWTOの地域事務所としての機能強化を図るため、国内外関係者との観光と技術、観光統計、持続可能な観光の促進等観光に関する研究成果の共有、政府関係者、観光業界及び研究者が、観光に関して国内外の関係者と意見交換及び交流する機会の創出、必要な情報提供、及び世界の観光をめぐる動向を踏まえた上での施策立案や観光に関する基礎研究の深化に貢献する。

また、世界観光倫理憲章の普及・促進に向けた取組みやアジア太平洋地域のニーズに応える教育研修事業の企画・立案、実施の支援を通して、同地域への観光振興への貢献を図る。

## 2. 地方公共団体等が行う観光交流促進に資する活動の支援

UNWTOの地域事務所である駐日事務所が関西圏である奈良県奈良市に所在している意義として、日本が国家体制を整備した奈良時代に遡る文化・遺跡が数多く残る奈良を拠点としながら、UNWTOのネットワークを介して奈良から関西、その周辺地域、さらには日本全国、アジア太平洋全域に至る地域を観光目的地としての情報発信ができる点がある。それとともに、地元に対しても、UNWTOの観光に関する知見の共有の機会や国際会議に参加する機会を提供できる点がある。

このような点を踏まえ、当財団も駐日事務所の人的ネットワークを活用し、国土交通省観光庁が実施するビジット・ジャパン地方連携事業に参加することで観光目的地としての広報宣伝を行う。具体的には、地元の住民、観光関係者、行政関係者等が自由に参加可能で、観光に関する情報交換や意見交換ができる国際会議の企画立案など、駐日事務所による「地元が開かれた事務所運営」にかかる取組みを支援する。

また、国際交流人材育成のために、高校生、大学生、大学院生、研究者等がUNWTO関連イベントに参加できる機会を積極的に創出し、実際に国際会議の雰囲気を経験してもらうことで、観光やMICEの重要性や国際交流への関心の向上、今後のキャリア形成に向けた意識向上を図る。

以上の基本方針に基づき、今年度は、1) 駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援、及び2) 地方公共団体等が行う観光交流促進に関する宣伝活動等に対する支援という2つを軸に事業を展開していく。

## 事業計画

### 第1：駐日事務所が実施するアジア太平洋地域（日本国内を含む）における観光振興のための活動に対する支援

【当財団定款第4条（1）、（4）、（5）、（6）】

#### 1. 学術的調査・研究支援事業

駐日事務所の活動に資するため、テーマを選定して学術的調査・研究を実施する事業。

##### (1) UNWTOが重視している課題に対する観光学術研究支援

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTOが行っている観光に関する基礎研究の底上げを図るために、UNWTO加盟国・加盟団体等の施策形成に資する調査の企画・立案、実施に対して支援を行う。平成26年度、27年度に実施した持続可能な観光のクルーズ調査をさらに発展させ、各国が持続可能な観光を実現するための実用的な研究調査を継続していくことは重要である。UNWTO関連会議での議論、UNWTOに対する加盟国・加盟団体等による要請等に基づき、駐日事務所が、効果が高いと考えられる調査対象を精査したうえで調査を実施することを支援する。

##### (2) UNWTO Knowledge Network、国連大学、大学等の研究機関や観光産業関係者とのネットワーク形成、研究者データベースの構築や連絡協議会の企画・立案、実施に対する支援

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTO加盟国・加盟団体等の施策立案能力を深化させるためには、観光と技術、観光統計、持続可能な観光の促進等の分野で理論的な基礎研究と実践の連携が欠かせない。UNWTOが、国連の研究機関である国連大学や他の大学等の研究機関との連携を図りながら、観光に対する新たな視点を提供する取組みを支援する。また、この取組みにおいて、研究者間の連絡協議会の設置の企画・立案、実施を行うことを支援する。

##### (3) UNWTO出版物の翻訳刊行、UNWTOが取りまとめた観光統計データやUNWTOにおける研究成果などの情報周知

[公益目的支出計画継続事業1（イ）]

UNWTOが公表している観光統計に関する情報及び観光全般に関する研究成果を、駐日事務所が適時適切に情報を公表する取組みを支援する。具体的には、観光統計に関して、駐日事務所が、UNWTO Tourism Highlights及びWorld Tourism Barometerの和訳を公開し、国、自治体、観光産業関係者に対して提供する取組み等を支援する。UNWTOが実施している研究成果については、年間20冊程度の出版物が出版されており、駐日事務所が、出版物の概要について情報周知を図る。

## 2. 観光交流促進支援事業

駐日事務所が国内外で実施する観光交流促進のための観光開発・普及等を支援する事業。

※ここで言う支援とはUNWTO及び共催団体等が実施する観光交流促進事業の準備・調整等に要する人的・財政的支援。

駐日事務所が、平成30年度（2018年）にUNWTOの計画している国際会議の運営支援を行うことは、当財団の主要な業務であり、同駐日事務所がUNWTOの地域事務所として積極的にUNWTO関連の国際会議の企画・立案、実施に関わることを支援する。これらの国際会議を通して、UNWTO加盟国・加盟団体等に対して施策立案に資する観光に関する様々な研究や取組みに接する機会や議論の場を提供することで、日本を含めた観光関係者の施策検討に資する効果を期待する。

### (1) UNWTO地域合同委員会への参加・運営支援

[UNWTO会計]

第30回東アジア太平洋地域及び南アジア地域合同委員会への参加・運営

UNWTOでは各加盟国は、地域ごとに設けられている6つの地域委員会（東アジア太平洋、南アジア、中東、ヨーロッパ、アメリカ、アフリカのいずれか）に所属している。アジア地域の2委員会は、合同で毎年開催され、UNWTOの加盟国及び賛助加盟員の活動報告、課題、今後の活動方針等が議論される。

活動概要：・UNWTO地域合同委員会の運営業務

・UNWTOの加盟国、加盟団体等の活動報告・意見交換や個別会談の設定支援

・UNWTOアジア太平洋部及び駐日事務所の活動報告

開催期間：2018年6月18日～20日

場 所：フィジー（ナンディ）

### (2) UNWTO関連の国際会議への参加・運営支援

[UNWTO会計]

以下は、UNWTOにおいて現在予定されている国際会議やセミナー等である。UNWTOがアジア太平洋地域で重視しているイベントに関して、駐日事務所による企画・運営に関する活動に対する支援を行う。但し、事業計画はUNWTOにおいても随時見直されるため、会議・イベントの追加やキャンセル等も発生する可能性がある。当財団が支援するUNWTO関連会議・イベントについてはUNWTOと駐日事務所の調整により対応する。

#### ① 第4回UNWTOガストロノミーツーリズムに関する国際フォーラム

ガストロノミーは旅行の主要な動機であり地元地域にとって観光客を引き付ける重要な要素として捉えられている。またUNWTO本部は観光業界と共同で

ガストロノミーツーリズムに関する研究調査を実施しており、その成果が発表される予定である。駐日事務所がタイ政府とともに、日本及び各国の観光に関する優良事例、知識の共有の場及び持続可能な観光開発に向けた取組を行うことに対して支援する。

開催期間：2018年5月30日～6月1日  
場 所：タイ（バンコク）

② 第7回UNWTO都市観光フォーラム

UNWTOはこれまで、都市観光は国及び企業からの投資や外貨獲得といった重要な経済活動に結び付き雇用創出、社会的包摂や地域の発展に資するものとして取組を続けてきた。また国連は昨年持続可能な都市化に関する共有ビジョン及び方針を謳ったニューアーバンアジェンダを採択した。これらを背景に、持続的で競争力のある都市観光はニューアーバンアジェンダ及びSDGsに大きく貢献することができると考えられている。本会議では持続的で競争力のある都市観光の機会を創造するための方策について議論するために開催される。同会議への参加することによる成果を関係者に広く周知する。

開催期間：2018年9月17日～19日  
場 所：韓国（金浦）

③ ツーリズムEXPOジャパン2018(TEJ)/第2回大臣級会合

UNWTOとJATAの覚書に基づきアジア最大のJATAツーリズムEXPO2018において基調講演のため来日するUNWTO職員と在京の国連機関との討議、大学関係者との面談等の事前調整を行う。同職員の来日により日本の観光関係者にUNWTOの認知度を高める。

開催期間：2018年9月20日～23日  
場 所：東京

④ グローバル観光セミナー

UNWTOの活動や世界での観光の潮流を国内で共有する場を提供することを目的とするセミナー。当財団は、駐日事務所がSDGsと観光の関係性などについて観光部門に従事する自治体、企業、学術機関の関係者間で意見交換を可能とする場を提供することを支援する。

開催期間：2018年9月  
場 所：関西

- ⑤ 第12回UNWTO/ PATA(太平洋アジア観光協会)観光動向と展望に関する国際会議  
本会議は「観光動向と展望」をテーマに、それがもたらす観光政策への影響及び技術、地域、地政学、社会経済の多角的視点から、観光部門の開発と取組みについての議論を行う。駐日事務所は今後の事業企画及び各関係者との連携を目指し、参加者間におけるネットワークの構築の支援を行う。

開催期間：2018年10月  
場 所：中国（桂林）

- ⑥ 第3回UNWTO/UNESCO観光と文化をテーマとした国際会議  
本会議は過去2回、観光と文化部門との連携を強化しSDGsへの貢献を加速させるためパートナーシップの構築に焦点をおき開催されている。2019年は京都市による同会議の開催が決定されていることから、当財団は京都市関係者が現地で会議開催準備に係わるノウハウを学ぶと共にネットワークを構築することに対し支援を行う。

開催期間：2018年12月  
場 所：トルコ（イスタンブール）

- ⑦ UNWTOアジア太平洋エクゼクティブトレーニングプログラム  
駐日事務所が毎年開催しているアジア太平洋地域加盟国観光庁省の高官を対象とした研修プログラム。駐日事務所がアジア太平洋部とともに当プログラムの運営にあたる。

開催期間：2019年3月  
場 所：韓国（金浦）

- ⑧ UNWTO加盟国 連携国際会議  
昨年10月に観光庁が岡山市と三重県で開催した「持続可能な観光開発に関する国際観光シンポジウム」と同様にUNWTOが推進する持続可能な観光に関する国際会議、シンポジウム、セミナー等の企画、運営に係わる技術面における駐日事務所の活動に対し実施する。

開催期間：未定  
場 所：未定

### (3) 世界観光倫理憲章の普及・促進事業

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

「世界観光倫理憲章」は1999年10月にUNWTO総会において観光産業における主な関係者が、責任ある持続可能な観光を実現するための規範として採択され、各国で普及の取組みが行われている。2011年からUNWTOは同憲章の普及促進のために、「民間部門による世界観光倫理憲章への誓約」を民間企業・団体が署名することにより、世界観光倫理憲章の理念が実現できるように取り組んでいる。日本においても、2014年民間4団体8社が上記誓約に署名を行った。JATAツーリズムEXPOジャパン2015では、世界観光倫理憲章の理念に則った優秀な取組みを行っている会社・団体・個人に対して、『ジャパン・ツーリズム・アワードUNWTO部門賞』が創設された。この審査員として駐日事務所から参画しており、本年もこの世界観光倫理憲章の理念を普及し促進する取組みを支援する。

### (4) UNWTO及び駐日事務所に関する情報発信の強化

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

#### ① UNWTOや国連情報センターのウェブサイト、ソーシャルメディアを通じた情報発信の強化

UNWTOや国連情報センターにおいて、ウェブサイトやソーシャルメディアを活用した情報発信を活発に行っており、これらの既存の情報発信スキームを活用したUNWTO及び駐日事務所の事業に関する情報発信の強化を引続き支援する。また今年度においては、駐日事務所及び当財団のウェブサイトの刷新することにより、利用者にとって閲覧しやすいデザインに改善すると共に、情報提供における機能の向上に努める。

#### ② UNWTO、駐日事務所における報道発表、UNWTOアジア太平洋ニュースレターを通じた情報発信の強化

アジア太平洋地域におけるUNWTOの活動を周知するための情報誌「UNWTOアジア太平洋ニュースレター」は、アジア太平洋地域に留まらず、観光関係者にUNWTOの活動を周知するために広く活用されている。駐日事務所が、このニュースレターとの更なる連携強化を図ることにより、UNWTOのアジア太平洋地域におけるUNWTOの活動に関する情報発信を強化することに対して支援を行う。

#### ③ 関空旅博への出展

今回で14回目の開催となり、昨年は42,000人の来場者があった西日本最大の旅行イベントにおいて案内ブースを構え、駐日事務所及び当財団の賛助加盟団体の活動を紹介する。またこれに合わせJATAと共催でUNWTOアジア太平洋諸国のプロモーションを目的とするセミナーを実施する。

#### (5) 駐日事務所におけるボランティア、インターンの受入事業

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

駐日事務所が、UNWTO関連業務を遂行するにあたり、外国語による発信力の確保や観光に関する調査研究、最新の動きについての情報収集力を確保するとともに、駐日事務所の活動へ参加する機会を提供することにより観光人材の育成に貢献するために、ボランティアやインターンの積極的な受入を図り、観光振興の裾野を広げる取組みを支援する。

#### (6) UNWTO加盟国・加盟団体等のニーズに応える教育研修事業やセミナー開催等の企画・立案、実施に対する支援

[公益目的支出計画継続事業1 (ロ)]

UNWTO関係国際会議での情報収集やUNWTOに対する加盟国・加盟団体等の要望や要請を踏まえ、駐日事務所がUNWTOアジア太平洋部や持続可能な観光開発等、UNWTO本部の関係部署と連携し、UNWTO加盟国・団体等のニーズに応える教育研修事業やセミナー開催を企画・立案、実施することに対して支援する。

##### ① 第1回国際協力機構(JICA)連携ユースセミナー(仮称)

本セミナーは駐日事務所が、未来の観光を担う人材に対し、持続可能な観光への取組、SDGsに資する政策や現在課題とされる気候変動やオーバーツーリズム等といった喫緊の課題について議論の場を創出することを目的として、JICAの研修に参加している各国省庁からの若手職員を対象に開催する。当財団はこの取組に対して支援する。

開催期間：未定

場 所：国内 調整中

##### ② 第1回東北観光会議 (仮称)

駐日事務所が、山形県を始めとした東北各県や東北観光推進機構と連携を行い、会議プログラム作成のアドバイス等によって、企画面・運営面で技術的な協力を実施することを当財団が支援する。

開催期間：未定

場 所：山形県

#### (7) 高校・大学に対する積極的な講師派遣

京都大学、北海道大学、和歌山大学、立教大学、松蔭大学等のUNWTO賛助加盟員を始めとする、大学・高校・研究機関・観光団体における世界観光機関の活動、持続可能な観光に関する講義に対して職員を積極的に派遣し、国連及びUNWTO



の活動に関する理解の増進、若年層の国際感覚の涵養への貢献及びキャリア形成を行うことへの支援を実施する。

## 第2：地方公共団体等が行う観光交流促進に関する宣伝活動等に対する支援

【当財団定款第4条（3）、（7）】

### 1. ビジット・ジャパン地方連携事業への参加

当財団に支援を頂いている自治体と連携し、ビジット・ジャパン地方連携事業に参加する。

### 2. 国際交流サロンの運営

駐日事務所及び当財団の事務所に隣接している国際交流サロンにおいて、奈良県外国人支援センターの協力を得て、毎週定例会やイベントを開催し、奈良県下の留学生を中心に国際交流が図られている。平成30年度においても、引続き国際交流イベントの実施の支援や国内及び国外の観光情報の提供に努める。

### 3. 国際人材育成支援事業

当財団関係者（企業、自治体）及び国内外の高校・大学・研究機関・観光関連団体と連携し、観光事業に携わる若手人材及び観光に関心を持っている学生・研究者等が、UNWTOの活動に関して理解を深めることができるような講義や、UNWTO関連イベントへの参加の機会を積極的に創出する。

### 4. 当財団の広報宣伝活動

当財団の活動をより広く、よりタイムリーに周知を行うために、本年度も引き続き、持続可能な観光開発の重要性に関する理解を深められる情報発信を行う。

(以上)